

第二十六回国会 建設委員會議録第十四号

昭和三十三年四月二日(火曜日)

午前十時四十二分開議

出席委員

委員長 薩摩 雄次君

理事内海 安吉君 理事荻野 豊平君

理事瀬戸山三男君 理事二階堂 進君

理事前田榮之助君 理事三鍋 義三君

理事 逢澤 寛君 荒船清十郎君

生田 宏一君 伊東 隆治君

中村 寅太郎君 松澤 雄藏君

井谷 正吉君 中島 巖君

山下 榮二君

出席國務大臣

建設大臣 南條 徳男君

出席政府委員

建設政務次官 小澤久太郎君

建設技官 富樫 凱一君

(道路局長)

建設事務官 鬼丸 勝之君

(住宅局長 事務取扱)

委員外の出席者

専門員 山口 乾治君

三月二十八日

委員多賀谷眞稔君辞任につき、その

補欠として木原津與志君が議長の指

名で委員に選任された。

同日

委員眞鍋鏡十君辞任につき、その補

欠として中島茂喜君が議長の指名で

委員に選任された。

四月一日

委員足鹿寛君辞任につき、その補欠

として阿部五郎君が議長の指名で委

員に選任された。

四月一日

西の塘海岸修築に関する請願(松野

頼三君紹介)(第二五七〇号)

本町通り道路舗装に関する請願(松

浦東介君紹介)(第二五九九号)

日本住宅公団家賃値上げ反対に関す

る請願(阿司亮君紹介)(第二六〇八

号)

同(北山愛郎君紹介)(第二六四〇号)

飯江川改修工事促進に関する請願

(山崎巖君紹介)(第二六四二号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

高速自動車国道法案及び道路整備特

別措置法の一部を改正する法律案に

ついて運輸委員会と連合審査会開会

に関する件

高速自動車国道法案(内閣提出第八

一号)

道路整備特別措置法の一部を改正す

る法律案(内閣提出第八〇号)

建築基準法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一二二二号)(予)

〇薩摩委員長 これより會議を開き

ます。

この際お諮りいたします。高速自動

車国道法案、道路整備特別措置法の一

部を改正する法律案につきまして、運

輸委員会より連合審査会開会の申し出

がありました。つきましては、来たる

五日金曜日午前十時より、運輸委員会

との連合審査会を開催するに御異議あ

りませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇薩摩委員長 御異議なしと認めます。

〇薩摩委員長 次に、高速自動車国道

法案及び道路整備特別措置法の一部を

改正する法律案の両案を一括して議題

とし、審査を進めます。質疑の通告が

あります。これをお許しいたします。

瀬戸山三男君

〇瀬戸山委員 高速自動車国道法案に

つきまして、多少の質問をいたしたい

と思ひます。御承知のように、国土開

発縦貫自動車道建設法案の審議に当り

まして、国会といたしましては、縦貫

自動車道を含む一連の国土内における

高速自動車国道法というようものを

すみやかに立案して、国会に提出する

ようにという希望と申しますか、附帯

条件をつけてあったのでありますが、

今回そういう趣旨の法律案を出された

ことは、私もとしてはその希望に應

ずるものとして敬意を表するものであ

ります。しかしながら、この法律の体

系において、多少私どもの理解に苦し

むところがありますので、そういう点

を中心にして政府の見解をただしてお

きたい、こういう次第であります。

この高速自動車国道法案の趣旨を見

ますと、高速自動車国道は国土開発縦

貫自動車道を含む、しかもこの高速自

動車国道は今日までの新しい概念とし

て、道路法の一つの自動車国道、こう

いうふうにしておられるわけでありま

す。そこで国土開発縦貫自動車道、こ

れは御承知のように、さきに成

立いたしました国土開発縦貫自動車道

建設法によりまして、将来その路線は

政府から立案、提出して国会で議決法

律として決定する、こういうふうにな

っております。しかも、その中で、

ただいま審議いたしております国道法

案によりまして、法律によって決定さ

れたいわゆる縦貫自動車道路線のう

ち、またこれに政令で指定する、それ

が道路法上の道路になるのだ、いわゆ

る法律上指定された路線が全部だとい

う提案されております高速自動車国道

になるのじゃない、こういう建前に

なっておりますのであります。そこでこ

の法律案についてお伺いするのであり

ますが、第五条に、「運輸大臣及び建設

大臣は、高速自動車国道の路線が指定

された場合においては、審議会の議を

経て、政令で定めるところにより、当

該高速自動車国道の新設に関する整備

計画を定めなければならない。第二項

に「前項の整備計画のうち国土開発縦

貫自動車道に係るものは、国土開発縦

貫自動車道建設法第五条第一項の規定

により決定された基本計画に基づき定め

られなければならない。」というふう

になっておられますので、ここでお尋ね

しておきたいのは、第五条にいう整備

計画ということと基本計画、これは、

具体的にいうと、どういうふうなこと

を予定しておられるのか、この点を明ら

かにしていただきたい。

〇富樫政府委員 お話のように、国土

開発縦貫自動車道におきましては、建

すが、高速自動車国道法案におきまし

ては、その基本計画に基づきまして整備

計画を立てることになるわけござい

ます。この基本計画と整備計画との差

でございまして、抽象的に申しませ

と、基本計画の方は、整備計画より

も、もっと総合的な計画であるとい

う考えでございまして、縦貫自動車道に

おきましては、もっと具体的になる

わけでございます。それからこの建設

線の基本的な構造をきめる、それから

この道路が有料道路であるか無料道路

であるかというふうなことをきめるわ

けでございます。そういうものを

ただいま建設線の基本計画と考えてお

るわけでございますが、整備計画にお

きましては、これよりもさらに具体的

になりまして、経過地等ももっと詳細

になる、それから幅員は何メートルで

ある、それからここに接続する箇所は

何箇所、それから工事の始まる時期、

完成の時期、またその概算の工費とい

うようなことになって参るわけござ

いまして、基本計画に基づいて整備計

画を立てられる建前になるわけござ

いますので、整備計画の方が基本計画

よりも詳細な計画になるというふうに考

えておられるわけでございます。

〇瀬戸山委員 そういたしますと、簡

単に申しますといわゆる縦貫自動車

道、これには基本計画を立てて、それ

から整備計画を立てる、こういうことになっておられますが、それと一連の、それを除くいわゆる高速自動車国道、これについては基本計画というものはなくともよろしい、こういうことにならなければなりません。

○富樫政府委員 縦貫道を除きます高速自動車国道につきましては、基本計画と整備計画と合せて整備計画として御審議を願うことになるわけでありまして、

○瀬戸山委員 同じことでありまして、そうすると基本計画というものを立てなくて、それと一緒に整備計画を立てる、こういうことができるというわけですね。

○富樫政府委員 基本計画と整備計画との間には、多少内容の精粗の度があるだけでございまして、基本的には同様の計画でございまして、整備計画は基本計画ができなければ整備計画も立たないというものではなからうかと考えます。ただ縦貫道におきましては、この縦貫道の計画というものは、そのほかに沿線の開発、新都市、新農村の建設というようなこともございまして、もっと大きな考えに立って、

○瀬戸山委員 いわゆる一般の高速自動車国道、縦貫自動車道を除くものは、基本計画というものやあるいは整備

備計画という概念をごっちゃにしてと、いいますか、同じ仕事の中でできる、こういうことではあります、これは言葉の問題であらうかと思いますが、これも、一応基本計画というものはあり、あるいはそれに連なる整備計画というものがある。一方においては、その二通りの計画が立てられる、同じ高速自動車国道で、一方には二通りの計画を立てられない、こういう違いがあるわけなのです。そういった点、先ほど御説明のありました基本計画——起点、終点、構造、あるいは有料か、無料にするかというふうな大体的計画を立てるんだというお話でありまして、その基本計画を立てるについてはどういう仕事をすれば、そういう基本計画が立つんでしょ、か、実際問題として、

○富樫政府委員 基本計画を立てる場合には、まずその線の調査が必要でございまして、調査をいたしまして、大体的経過地を定め、その経過地に沿いまして、工費の概算をきめて、それで線をきめなければならぬわけでございます。調査に当りましては、相当の比較線もとり、その上で最も有効な線を決定するわけでございますから、基本的計画をきめる際には相当の調査が必要であらうと考えます。先ほど申し上げましたように、基本計画につきましても、終点と経過地、それから大体的構造というように、この際にも上げたわけでございますが、この際にもまた工事費がこれだけかかるというはつきりしたものが出てこないと、思はつたわけでございます、基本計画を立てる前の調査におきましては、いろいろの比較線をとらなければならぬわけでございますので、大ざっぱな工

費の比較もしなければならぬわけでございます。基本計画を定めるに当りましては、相当の調査が必要であらうと思ひます。

○瀬戸山委員 そこでお尋ねするので、高速自動車国道法案におきましては、縦貫自動車国道以外の予定路線、いわゆる高速自動車国道は、運輸大臣及び建設大臣がそれを定める、そして運輸大臣及び建設大臣が、今の高速自動車国道の新設、改築に関する整備計画を定める、こういうふうになっております。ところが今御説明のありましたような点を調査立案しなければならぬ、それを国土開発縦貫自動車国道法に於いては、内閣総理大臣が、同法の第五条によって、しなければならぬ、こういうふうになっておるので、その点は一体そういうことができないものであるか、どういふことなんでしょうか。

○富樫政府委員 高速自動車国道法案では、縦貫道以外の自動車国道の予定路線をきめますのは、建設大臣、運輸大臣となつておるのでございまして、この道路の予定路線をきめますには、調査も必要でありまして、またそれにかかると経費の積算も必要になるわけでございます。またそのほかの交通路との関係を調べる必要も起つて参りますので、そういう点で建設大臣、運輸大臣となつておるわけでございます。国土開発縦貫自動車国道建設法におきましては、これらの調査を総理大臣がすることになっておるわけでございます。従いまして、その条文から参りますと、建設大臣、運輸大臣が直接縦貫自動車国道の調査を実施することが困難かと考えられるのでございまして、

しかしこういう道路につきましては、実際に実施するのはやはり建設省、運輸省であらうかと考えるわけでございます。

○瀬戸山委員 実際に建設省あるいは運輸省が調査するのであらうと思ひ、こういうお答えでありまして、先ほどもお話がありましたように、国土開発縦貫自動車国道建設法、これはもう成立したのであります、それによりまして、御承知のように第三条、第五条において、これは内閣総理大臣がしなければならぬ、またすることになつておる。しかもこの道路は、当初に申し上げましたように、いわゆる道路法上の道路として高速自動車国道に入るのだ、こういうふうな形になっておるわけでありまして、そうするとこれはどういふことになるのでございまして、いわゆる高速自動車国道の幹線ともいふべき縦貫自動車道は、内閣総理大臣が一応調査して基本計画を立てて、しかもその調査は建設省あるいは運輸省がやるのであります、そういうふうなお答えでありまして、そういうふうになつておらぬか、そういうふうな調査はどうか、どういふふうに考えておられるのですか。

○富樫政府委員 お話のように、縦貫自動車国道法によりまして、この調査な画を立てますのは内閣総理大臣となつておるわけでございます。一方縦貫道を除きます高速自動車国道につきましては、建設大臣、運輸大臣となつておるわけでございます、この点に多少のそごがあるわけでございます。これを高速自動車国道の趣旨から参りますと、縦貫自動車国道法の第三条の第三項

及び第五条にありまして内閣総理大臣は、建設大臣、運輸大臣と直された方がいよいよ考えるわけでございますが、しかし縦貫自動車国道法は必ずしも高速自動車国道のねらつておるところをそのままに実現するという道路ではなく、その他にも関係がある。たとえば国土開発というふうな関係がございまして、内閣総理大臣とされたのであらうかと考えるわけでございます。しかし実施の面から参りますと、内閣総理大臣とされた方が、実施の面には好都合であらうかと考えておるわけでございます。

○瀬戸山委員 私がお尋ねしたい趣旨は、この法案には先ほど申し上げましたように道路法上の道路として高速自動車国道というものを作つた、その高速自動車国道の中にいわゆる縦貫自動車道、それからその以外の高速自動車道、これを一貫してここにいう高速自動車国道といふことになつておる。しかも重ねて申し上げますが、道路法上の高速自動車国道なんだ、こういうふうになつておるのです。ところが先ほど申し上げましたように、その同じ高速自動車国道を、一部は総理大臣が起案する——それは程度の問題が多少違ひますけれども、その他は建設大臣、運輸大臣が協力してやる、こういう制度が必要であるか、またそういうことが事実上できないとはいわぬが、適切であるか、これはこの法案を見ても非常に疑問に感ずるのでございまして。政府は、あるいは建設省でもけつこうですが、その点については一体どういふ所信を持っておられるのですか。

○富樫政府委員 申される通りであるかと考えます。道路法上の道路である高速国道、その中に縦貫道があるわけでございます。道路の筋から申しますと、申される通り縦貫自動車道だけに於いて予定路線の調査、基本計画の立案というものを総理大臣にする必要はなからうと思つてございませぬが、先ほど申し上げましたように、縦貫道の持つ意味は単に道路という意味ばかりでもないように存ぜられるのであります。そういう観点から国土開発縦貫自動車道建設法につきましては、縦貫道路につきまして予定路線の決定、基本計画の立案を総理大臣にされたと思つて申しますが、道路としての実情から申しますと、もっと調整が必要であるかと考えるわけでございます。

○瀬戸山委員 少しくどくりますけれども、そうすると、いわゆる国土開発縦貫自動車道建設法による第三条第三項及び第五条による総理大臣がやるべき仕事というのは、こういうふうな性質の仕事は今の行政機構で総理大臣がやるにしても、総理府がやるのでしようが、そういうものはできるよふになつておられますか。

○富樫政府委員 現在の行政機構で申しますと、この第三条並びに第五条に於いては内閣総理大臣——総理府がこの職務の遂行に當ることにならうと考へるわけでございます。総理府ということになりますと、現在ではかような道路の調査あるいは計画の立案ということはその組織を持っておりませぬので、実際には建設大臣、運輸大臣がこの調査あるいは基本計画の立案に當ることにならうと思つてございませぬ。

○瀬戸山委員 現在の行政機構の範囲

では、総理府はこの法律に規定してあるよふな仕事はできない、従つて運輸大臣、及び建設大臣——運輸省、建設省がこういうものをやらなければならぬのであらうという御趣旨であります。法律はそういうことは命じておらない。今のお答えはどういうことですか、もう一度明確に答えて下さい。

○富樫政府委員 この縦貫自動車道建設法の法律通り実施いたすといつたしますと、この調査並びに基本計画の立案は内閣総理大臣——総理府が実施いたさなければならぬことにならうと思つて申します。

○瀬戸山委員 そうすると、あなたのお答えでは今の行政機構ではこういう仕事は総理府ではできない。しかもできまいことを法律で命じておる。従つて事実上できない、こういうことなんですか。

○富樫政府委員 最後に先生の申されたこと、これは事実上できないかと言われたことでございますが、実際は総理府はそういう手を持ちませぬので、実際は建設大臣、運輸大臣が実施しなければできぬわけでございます。この法律を実施いたさなければならぬのでありますから、その辺はやはり實際問題としては建設大臣、運輸大臣が実施することにならうと考へておられます。

○瀬戸山委員 それはどういふことなんでしょうか。理屈の上では総理府の委託を受けてやる、こういうことになるのですか。

○富樫政府委員 この調査の面につきましては、これは総理府から委託を受けてやるというわけには参りませぬので、国土開発縦貫自動車道そのものの

調査は建設省はできないのであります。一方に建設大臣は一般の道路、自動車国道も含めて道路の調査は実施し得るわけでございますから、縦貫自動車道でなくとも、その線に當るところを一般の道路の調査として実施することは可能であらうと考へておられます。

○瀬戸山委員 建設大臣は道路行政を担当しておりますから、日本国中道路が必要となるのはありはせぬかと調査されるのはその職責上あり得ることであつて、場合によつてはけっこうなことだと思つて申します。そうすると縦貫自動車道法の第三条あるいは第五条によつて総理大臣がやるのだ、行政機構上は総理府がやるのだ、こういうふうな法律で規定されておる。ところがあなたのお答えでは、実際上法律の規定しておるよふな仕事は総理府はできない、こうおっしゃる。しかし建設大臣あるいは運輸大臣がそれに似たよふな仕事をするようになるであらう、それは委託ですかという、委託というものはできないが、道路行政上やはりやるといふことは可能である。法律は全然別であります。私がお尋ねしておるのは、縦貫自動車道法による第三条、第五条が内閣総理大臣にかかるとの仕事をするべしと命じておられますから、その仕事は一体今の行政機構でこの種の仕事をできますかとお尋ねしておる。ところが今の行政機構の状態で事実上できないであらう、こういうお答えでありますから、それを運輸大臣や建設大臣が自分の所管の仕事でやられることはこれとは全然別であります。そうすると私がお尋ねしたことは、先ほど引用しました第三条、第五条の法律の規定によつて命じ

ておる総理大臣の仕事は、この法律の規定の趣旨に従つてやることはできないという結論になるわけですか。

○富樫政府委員 厳密に申しますと、この法律の命ずるところによつてできないといふことになるわけでございますが、しかし実際はこれに沿つて仕事が建設大臣、運輸大臣の手でできるといふ考へてあります。

○瀬戸山委員 そこでそれに関連しておるのでありますが、政府はこの高速自動車国道法案を出されて、そして今あなたがお答えになつたよふな矛盾を感じられたことであらうと推察するのであります。この法案の附則第八項において、縦貫自動車道建設法という法律が今ありますけれども、その部分を修正すべきであるという改正案を出しておる。ところが途中においてその提案をさらに修正された。簡単に申し上げると、削除された。それで私はお尋ねしておる。もしさよふな矛盾を感じられて、そして法律が総理大臣に命じておる仕事が事実上できないといふことであれば、しかも先ほどからよく申し上げますが、道路法の一環として一つの大きな高速自動車国道を建設する法律を出しながら、今の矛盾を解決するために附則第八項をつくられて、そしてその矛盾を解決せんと努力されて、途中においてその附則を政府修正によつて提案を撤回された。それで私は大臣の出席を要求しておるのであります。まだですか。

○薩摩委員 今連絡してあります。

○瀬戸山委員 それでは政務次官からお答え願ひます。今の問題は、どういふことなんでしょうか。

○小澤政府委員 ただいま瀬戸山さん

の言われましたように、縦貫自動車道建設法で総理大臣がこの計画を作る、ところが実際は総理府にそういうスタッフはございませぬので、実際やるとすれば建設省あるいは運輸省の方で作らなければならぬといふようなわけ合ひでございまして、この実施した結果におきまして、私はやはりそういうよふな実情に即したよふに考へなければならぬのぢやないかと思つてございませぬ。

○瀬戸山委員 それでは今大臣がお見えになりましたから、もう一度大臣に所見を承つておきたいと思ひます。少し繰り返すよふになつて他の委員諸君には申しわけありませんけれども、私にとつては非常に大事なこと、お尋ねしておるのでありますから、お許しを願ひたい。

これは先ほどから事務当局にお尋ねしておるわけでありませぬが、結論だけをお尋ねして大臣にお答えを願ひたいと思ひます。

政府が高速自動車国道法案を出されて、この高速自動車国道は道路法上に新たな道路の概念を作つて高速自動車国道といふものを一本作つて、そして日本にまたがるいよりの高速自動車国道を作らう、こういう御趣旨であります。しかもそれは国土開発縦貫自動車道建設法によるいよりの縦貫自動車道がこの根幹をなすものであつて、この高速自動車国道の中に含まれる、こういうよふになつておる。今私がここで申し上げておつたのは、この高速自動車国道といふものは、いわゆる縦貫自動車道といふものは、いわゆる縦貫自動車道以外の道路網といふもの

の一切計画が立ちません。今も申し上げておいたのでありますが、背骨がでないで、これは理論的にも実際上もできないのであります。そこで先ほど来くどくお尋ねしておいたのであります。しかもその背骨である縦貫自動車国道は、総理大臣が調査をして基本計画を立てるといふ法律になっております。その他の部分は建設大臣、運輸大臣がやるんだ。そして今事務当局にお尋ねしておいたところは、この縦貫自動車道建設法案の第三条、第五条で命じておりますように、内閣総理大臣がこの法律の命ずるような仕事を今の行政機構の範囲内では事実上できないという御答弁であった。そうしますと、そういう事実上できない仕事を総理大臣に命じておいて、先ほど申し上げましたように背骨はいつまでもできないでいて、それに応ずるような高速自動車国道網といふものは、これはできない相談じゃないか。そういうことを政府は承知の上で高速自動車国道法案といふものを出された真意は一体どこにあるかということをお尋ねしておきます。

○南條國務大臣 たいまのお尋ねはごもっともなことでございます。多分懸案でありました継続審議の縦貫自動車道建設法案が両院を通ったのであります。この法案の内容は御承知のとおり総理大臣が基本計画その他審議に諮っている路線を決定することでもすること相なっております。しかしこれは基本的な法律でありますので、これを実際の上に実施する面になりますと、今度政府が提案いたしております高速自動車道法案によりまして、その実施をはからなければ目的を達せられないという考えから、政府はこのたびこの法案を提案しようなわけでありまして、そこでこの両法の間の矛盾をどうするかというお尋ねでございますが、その点につきましては先般来この建設委員会等の理事者あるいは議運その他におきましてもいろいろ問題があったことは御承知の通りでありまして、政府といたしましてはどうかとも根本的には国土縦貫自動車道法案の三条及び五条を修正いたしまして、そして高速自動車道法案によつてその実施をいたすことが最もふさわしいと考えておいたのであります。その点については今日でも変りはないのであります。しかしながら国土縦貫自動車道法案が衆議院を通過した後同じ国会においでして高速自動車道法案でこれを修正するような内容を持ったものを出すとすることは法の解釈から申して一事不再議にはならないというのでありますけれども、政治的に考えてどうかというところもいろいろ願慮されましたので、今年三十二年度におきましては、とりあえずこの調査費の四千万円をどうして使えるかというように、この問題につきましても実際上目論むことができるならば、一応今年はこれでもって実施いたしまして、将来と申しますか、この次の国会までには実際の運用の面を考えた上で、もし修正をしなければならぬという場合においては、どうも修正をしてもらわなければならぬという考えから、先般の参議院におきましての国土縦貫自動車道法案の通過の際にも、政府の意見を閣議でき

ように決定いたしました議長まで申し入れたというわけでございます。参議院におきまします委員会の審議の過程におきましてもその点の論議がありまして、政府としてはきょうような答弁をしておるようなわけでございます。

○瀬戸山委員 将来をどういう不都合があれば不都合のないように修正を希望する、こういう御意見であります。しかし将来も今日も、今のままでいくと、私は事態は変らないと思っております。内閣総理大臣がこの法律に予定しておりますような仕事は、実際上は今の行政機構ではできないという先ほどの道路局長の答弁であります。そうしますと、将来あるいは総理府にそういう専門課といふか、そういう部局を設けてやらせるという制度を作ればこれはできる、そういうふうな直す考へか、どういふような調整をすべきであるというお考えでありますか。

○南條國務大臣 その点につきましては、内閣におきましても、はっきりこの縦貫道の三条、五条の修正をして、運輸大臣並びに建設大臣がその実施面に当らなければ運用上困るということから、今年度におきましても実際の運用は建設大臣がその面に当ることは、政府におきましても認めておるようなわけであります。

○瀬戸山委員 ところで先ほど大臣から本年度の調査費四千万円云々というお話がありましたが、これは御承知のようないわゆる縦貫自動車道建設法案が審議されておきますときに種々問題になりまして、具体的にいうと、この四千万円余りの今年度予算の執行ができておるかというところが問題になっておる。それについてはどういふ御見解をとっておられますか。

○富樫政府委員 道路事業費の中に調査費がございまして、三十二年度は九千二百万円をいわれていますが、このうち四千万円をいわれる中央道の調査に充てようということでは予算が組まれております。もっとも予算書の中には中央道といふようなことは出ておらないのでございまして、一般の道路の調査費として出ております。問題になりますこの縦貫道の一部であります中央道の調査についてはございしますが、縦貫道が実施いたさなければなりませんので、この建設省の予算にありますが、調査費は使えないわけでございしますが、建設省に組まれた予算は先ほど申し上げましたような趣旨で組まれておりますので、縦貫自動車道に当る線を道路の調査として実施いたしたい。実体は同じことになるわけでございしますが、さような調査を三十二年度において実施する考えであります。

○瀬戸山委員 今年度の道路に関する調査費は九千万円あります。それによつて、先ほど道路局長からお答えがありました、道路行政の一環として事実上いわゆる国土開発縦貫自動車道の線に從うような調査をしたい。これは、建設省は道路所管でありますから、日本全国至るところ道路を開闢する必要があるとせぬかということ御調査になるのは当然のことであつてけつこうであります。

○瀬戸山委員 なるほど国土開発縦貫自動車道は高速自動車国道の一部をなすということになっております。しかしながら、この法律の第三条あるいは第五条にありますが、それは除いて、その他のものを建設大臣、運輸大臣がやるのだ、こういうふうになっておる。それで、もう一つの法律の第三条、第五条で総理大臣がやらなければならぬ仕事を命じておられますから、それに関する予算は少くとも三十二年度予算でやるか、あるいは三十二年度においてはこの法律に予算がついておりませんから、補正予算でこれをつけ

が、法律の命ずるところに從つて、国土開発縦貫自動車道建設法の第三条あるいは第五条、これは内閣総理大臣が仕事をしなければならぬようになっております。そうすると、三十二年度以降あるいは三十二年度の予算の補正をするときには、この法律に從つて総理大臣がかかるような仕事をなさなければならぬ予算をつけるお尋ねは、編成されるつもりであるかどうか、これをお尋ねしておきます。

○南條國務大臣 三十三年度におきましては、この御審議を願います高速自動車道法案が通過をさせていただきますれば、この高速自動車国道の中に今度の国土縦貫自動車道の予定線が含まれるわけでありまして、つまり道路法上の道路としてこの国土縦貫道といふものはみなされるわけでありまして、道路法の管理は建設省がこれをいたすのであります。そこで三十三年度予算につきましては、建設省がこれを組みまして国会に要求するように相なるものと存じております。

なければならぬ、こういうことにならねばならぬ、この法律の趣旨に

○南條國務大臣 この国土縦貫道の、ただいまお尋ねの三項及び五條の点によって内閣総理大臣が予定の路線を決定して、そして建設審議会の議を経て、これをさらに最後に法律案として出すわけでありまして、その場合には、その決定路線というものは高速自動車道路となるのであります。すなわち、それが道路法上の道路となるわけでありまして、その場合におきましては、先ほど申すごとく、建設省がこれを担当して実施をするというわけでございますので、すべての予算関係は建設省がこれを担当してやるものと私も解釈しております。

○瀬戸山委員 私は議論をするわけではございませんが、建設省がやるのは、一応、この縦貫自動車道建設法によって路線が決定される、その路線の中の一部を政令によってやる、いわゆる自動車国道法に基づいて、道路法という高速自動車国道として指定されたところを建設大臣がやられる、そういうふうな仕組みになっていると私は思いますが、それ以前の問題の事は、くどいようでありまして、いわゆる縦貫自動車道建設法の第三條あるいは第五條によつて総理大臣がやらなくちゃならぬ仕事があるわけですが、金がなくちゃ仕事ができない、総理大臣があるいは審議会にかけるだけの準備をしなければならぬ、また第五條においては、基本計画を立てなければならぬ、そこで、先ほど道路局長に、基本計画とは一体どういふものかと聞いてみると、いろいろ先ほどお答えがあつたが、実は金なしではできない仕事な

んだ。そうすると、この法律の趣旨に従つて——これは予算編成後成立しましたから三十二年度予算にないということはやむを得ないことでありまして、しかし三十二年度予算において、この縦貫自動車道建設法による第三條、第五條の総理大臣のやるべき仕事について予算をつけなくちゃなりません。あるいは今年度予算において補正予算をするときには、この法律に従つて予算をつけなくちゃなりません、それについてどうされますかというところをお尋ねしたい。

○南條國務大臣 ただいまのお尋ねは、縦貫自動車道法の三項の三項の取扱いのことかと存じますが、これによりまして、総理大臣が国会に提出すべき法律案の内容となるべき国土開発の予定路線を審議会の議を経て決定しなければならぬ。そこで、その決定をする前にその予定路線を調査をする仕事があるわけでありまして、その調査をするのに、今のお尋ねの予算がないのによつて調査するかというご心配を考へます。そこで、それが今度四千万円の予算をこの国会に提案しているわけでありまして、その問題につきましても、先ほど申すごとく、どうして

も本格的にはこの三項と五條を修正しなければ政府の趣旨は徹底しないという意見は変りないわけでありまして、しかしながら、この問題につきましても、先ほど申す通りいろいろ政治的な考え方もありまして、その中で、先ほど御答弁申し上げたような措置によりまして、本年はこの調査費用というものは建設省の道路の調査費にたまたま含まれておりますので、この三項の三項でもって総理大臣が決

定した路線につきましては、道路法上の道路でありますから建設省が特にこの調査を調査費によつてしてみたい、そこで実際の不便のないようにしたいというの現在の取り計らいの考え方であります、先ほど申すごとく、根本的にはこれはどうしても将来本格的に修正をしてもらわなければならぬ時期があるのではないかと考へておられるわけでありまして。

○瀬戸山委員 将来やってみて不都合ならば、これは先ほど申すごとくお尋ねしたことが、一体将来と現在とどう違ふのか、こういうことを私はお尋ねしているのです。将来というのは長い将来かも知れませんが、これは来年度の予算のときに直ちに問題になります。ことしも補正予算をやることになれば、そのときも直ちに問題になることではありますから、その将来ということはどういうことなんでしょうか。これは先ほど申し上げたように、やるということになれば、実際の仕事ができないということなんですか。総理府にあるいは道路局長みたいなものでも部局を作つてやらせるかどうか、こういう問題になつてくるのです。予算つけたからできるというわけじゃありません。仕事をやる部局がなければできないです。それから、そういう専門家を置かなければならぬ、そういう仕事はできない。予算をつけて総理府ができるような部局を作るか、あるいはそういうことは必要でないから、この高速自動車国道法案の趣旨に従つて、縦貫自動車道でもこれは含むのですから、一環としてやるような制度に変えるべきだ、こういういろいろな考へ方があるわけなんです、それについてえらいどういふようでありますか。

○南條國務大臣 その点は再々申し上げますように、根本的にはこの三項と五條を修正しなければ、お説のように私は完璧なものとは考へません。そこで将来修正する云々ということについてはお尋ねであります、先ほど申すように、さういふ事情でありますから、この三十二年度におきましては、便宜この道路上の調査費として建設省が当るわけでありまして、実際の実施面においては支障を来たさないうちの考へ方でも、次の国会におきましては、もちろんこれが問題となるわけでありまして、将来という意味は、次の国会において問題になるということの意味でございます。

○瀬戸山委員 そこでもう一つ確かめておきたいのは、先ほど政府委員にお尋ねしたのでありますけれども、さうに大臣の見解をただしておきたいのは、この今の問題について、政府は今お答えになつたような考へであつたことが明らかであります、この高速自動車国道法案の附則第八項にさういふ趣旨の事を提案されて、さうして今問題になりましたいわゆる縦貫自動車道建設法の第三條、第五條を整備しなければならぬ、修正をしなければならぬ、こういう意味の附則をつけておられる。ところがそれが途中において政府の提案によつて原案修正をされておる。もし政府が先ほどお答えになつたように、それが正しい、さういふ考へであるならば、私はあえてさういふ正しい提案を修正と申しますか、引つ込める必要はないと思ひますが、さういふ処置をとられた理由はどういうところにあるのですか。

○南條國務大臣 この点は再々申し上げる政府委員の方がよく遺般の事情は御承知かと思ふのであります。すべてこの縦貫道の目的を達成するということが、多年懸案になりました本院における継続審議の重要法案でありまして、これが早く達成されて、さうして実施に移されることが国会多数の皆さんの御希望であり、國民の要望である、さういふ線に沿ひまして、政府はできるだけ早くこの目的を達成したいという念慮から、やむを得ず今回のような措置をとつたような次第でありまして、もし政府がどこまでもこれを最初の趣旨を貫徹しようとするならば、おそらくはこの縦貫道の法案がまた審議未了になるようなことにもなつたのではないかと、憂慮したようなわけでございます。この点は重々御了承の上、万車瀬戸山委員の御承知の通り、万事情でございますので、何とぞ御了承願ひたいと思ふのでございます。

○瀬戸山委員 私は事情を知つておる知らないかということとはこれは別問題であります。これは今大臣は、さういふ処置をする方が国土開発縦貫自動車道法案がすみやかに国会を通過して、その法律の目的を達するであろうからというお答えがありました、そこで今現に議論といひますか質疑応答してありますように、目的を全然達しないから、先ほど四千万円は何とかごまかすといふとおかしいけれども、つくりをしてその趣旨に沿うように便法を講ずるといふようなお答えであります。すでにその目的を達しておらない。もし正々堂々と、かりに四千万円

でも、一千万円や五千万円でも、たとえば中央道でもそんならっけな金で調査ができるものではありませぬ。少くとも数億の金はかかるのです。将来たびたびこれが問題になつて参ります。そこで私が先ほど申し上げたように、もしこの通過いたしました法律の建前通りにやるのであれば、総理府にその部局を作らなくちゃならない。これは数億の金がかかる、これは大臣御存じの通り。四千万や五千万の金じゃああいう大計画の調査はできない。そこで私がどういふに聞いておるのであります、私が内情を知つておるから、そういうことになしに、国会の表の論議としてこういうものは表わしておかなければならない。あれは瀬戸山が知つておつたのだからというようなことでは、私は国会の審議として適当でないからこれを問題にしておる。これは内情は皆さん知つておられる。そこで大臣は、それでは修正案というものを再修正されて原案を撤回されたことは、一連の法律の建前と申しますか、将来執行する上において、再修正、撤回が適切であつたというお考えではないのです。

○南條國務大臣 先ほど来たたびたび申し上げます通り、国土縦貫道法案が参議院で最終的に通過いたしました際にも、政府の意見としては、八項を削除して、三条の三項及び五条を修正しないという事は決して政府の本意じゃないのだ、これはどうしてもそういう姿に将来持っていくという事を意見として述べてある通りであります、政府の意見といたしましてはそれに變りはないのであります。従いまし

でも法律的にこの法案を完璧を期するという御趣旨であるならば、当委員会においていかなる御修正がござりましても、決して政府としては異存がないということをお申し上げるよりほかにござりませぬ。

○前田(總)委員 関連して。ただいま同僚の瀬戸山委員からの質疑を聞き、その答弁を聞いておつて、まことに奇怪千萬なお話のように承るわけでありませぬ。第一に、これは建設大臣にお尋ねすべきであります、道路局長は、建設大臣がおいでにならぬ前に、縦貫道の方は道路のほかに目的もあるようでございます、人ごとのように言つておるので、道路局長は、この高速自動車道法

がどんなものか、どういふ経過をたどつて第二十二国会から国会がどんな論議をしておるかということがわからぬはずはない。そんならとほげたよなことを言つて、日本の道路がどうなつておつたら大へんなことですよ。これはもつてのほかのことなんだ。議員提案であるから、何でもそういうものがあるらしいというやうな感覚で行政府が勤まりますか。また立法府を何と考へておるか。本問題については、きょうはこれ以上申し上げませんが、よほど考へなければならぬ問題である。今建設大臣は、瀬戸山委員の質問について、縦貫自動車道法の第三項第三項並びに第五項、これを修正しなければならぬというやうなことを言つていらつしやるのであります、これを修正するの不適当なる結論を国会は出しておる。それをどういふ

のは、四千万円の調査費が使えるか使えぬかとかいふ問題なんだ。これは會計法上使つて使えぬことはないという結論に立つて、最良の方法でないかもわからぬから、それは将来考へなければならぬだろう、こういうことになつたことは私もよく承知しておる。その点に關して建設大臣が、将来最良の方法でもやれるということに希望される点は私も了承する。そういう点は了承する。がしかしこのことは第三項並びに第五項を修正するという方法以外にないかといふ問題なんだ。そのほかに方法は幾らもある。法律をかりに改正するといつたしましても、建設省に道路を調査することを、この法律の中でちゃんと、これこれの調査をして、それを内閣総理大臣が基本計画を立てる中に組み入れるという法律を作りさえすれば何でもない。何も三項や五項にこだわることはいくらにこだわるところの考へ方があるかということがわからぬ、ほんとうにこの縦貫自動車道法は正しい、つまり四百三十人の議員が提出したところの立法の中心的精神といふものは入らないわけなんだ。小澤政務次官、この法律の第三項や第五項はあなた自身が参議院で、前の国会で審議されて、あなたみずから陣頭に立つて修正案を出している。その場合に修正したのはあなたなのです。何ですか、きょうのあなたは、あなたがやつたのです。ほかの者がやつたのではない。そういうやうなほんとうの国会の立法府が提案したものを育て上げようという熱意がない建設省では、これはもう何にもならぬと思う。南條建設大臣は非常な熱意をもつて、これを何とかして仕上げたいといふのでい

いろいろな御苦心をなさつておる。その点私はよくわかる。ところが建設省全体としては、その親心といふものはほんとうに生きておらないと思う。それをまた小澤政務次官が突っかい棒するやうなことをしておる。何ですか、そういうことは、われわれは将来、どんな法律でも修正したり、いろいろな手を加えることがあることは当然なものですから、修正してもよろしいと思ひますけれども、精神を抜き取つてはならないことなのです。そこで建設大臣にお尋ねするのであります、私は建設大臣がおつしやる建設省が中心となつて道路を作るべきものだというお考へについては賛成いたしますが、しかしこの基本計画を立てる、この法律の精神を抜き取らないでやるのには、五項、三項はできるだけこのままおくべきものだと思つておる。ただ行政上の支障の点は、この法律をほかの形において修正すれば、立法上できると思つております。それを何ゆゑに三項、五項にこだわつて国会の議決とは精神の變つたものにしてしようとなさるか、そのお心持を聞いておきたい。

○南條國務大臣 ただいまの御質疑はごもっともな事と思ひますが、先ほども申し上げましたように国土縦貫道法案が最終的に参議院を通過した場合においても政府の意見は、この点の修正案に対してどうだということに対する見解を明瞭に申し上げております。今年度は四千万円の調査費は他の便法によつて、これはその目的に使用するのだけれども、これらの点を勘案してみると、当初の高速道路法八項の修正案を出しておるよりに、将来どういふ形で三項及び五項をどうし

ても修正してもらわなければならないという趣旨は政府の方針でございまして、この点については變りないのでございませぬ。この点についてのただいまの前田委員の御意見はとくと承らわつておりますが、この点の御議論につきましてはどうぞ委員会において御検討下さいまして、国会の審議の過程において十分御検討願ひますれば政府においてはそれに従うのであります、政府といたしましては先般の参議院における国土縦貫道法案の成立の場合に述べた意見は今日でも持つておるわけでありませぬ。

○藤原委員長 ちよつとお諮りしますが、建設大臣はどうしても大切な要務がありまして、十二時にそこへ行かなければならぬ、こういう申し出がござります。それで午後会議を続行いたします、この問題につきましては前田委員、中島委員、瀬戸山委員から質疑が残つておりますので、午後大臣出席をしてもらうことにいたしました、この質疑を午後に行つたかと思ひます。

○藤原委員長 下に先ほど理事会で諮りいたしましたように、去る三月二十六日予備付託になりました内閣提出、建築基準法の一部を改正する法律案を議題として審査を進めたいと思ひます。

まず、政府より趣旨の説明を聴取いたします。南條建設大臣。

建築基準法の一部を改正する法律案

建築基準法の一部を改正する法律案

建築基準法（昭和二十五年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第一項ただし書中「又は公衆便所、巡査派出所、公共用歩廊その他これらに類する公益上必要な建築物で通行上支障がないもの」を「若しくは公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物で通行上支障がないもの又は公共用歩廊その他政令で定める建築物で特定行政庁が安全上、防火上若しくは衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認めて許可したものに」に改める。

第四十四条に次の一項を加える。  
3 特定行政庁は、第一項但書の規定による許可をする場合において、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならぬ。  
第五十五条第三項第一号を次のように改める。

一 商業地域内で、且つ、準防火地域内にある建築物で、主要構造部が耐火構造のもの又は商業地域外で、且つ、防火地域内にある建築物で、主要構造部が耐火構造のもの  
第五十五条に次の二項を加える。

4 建築物の敷地が防火地域又は準防火地域とこれらの地域として指定されていない区域にわたる場合において、その敷地内の建築物の全部がそれぞれ第六十一条、第六十二条及び第六十四条又は第六十六条から第六十四条までの規定に適合するものであるときは、当該建築物がそれぞれ防火地域内又は

準防火地域内にあるものとみなして、前三項の規定を適用する。

5 建築物の敷地が防火地域及び準防火地域にわたる場合において、その敷地内の建築物の全部が、第六十一条、第六十二条及び第六十四条の規定に適合するものであるときは防火地域内にあるものとみなし、その他のときは準防火地域内にあるものとみなし、それぞれ第一項から第三項までの規定を適用する。

第八十五条第四項中「博覧会建築物」の下に「仮設店舗」を加え、同条第五項中「六月以内の期間」の下に「（建築物の工事を施工するためその工事期間中当該従前の建築物に代えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物については、特定行政庁が当該工事の施工上必要と認める期間）を加える。

第八十六条の見出しを「総合的設計」に改め、同条中「街区」を「一団地内」に「総合的設計」を「総合的設計」に改め、同条に次の二項を加える。  
2 一団地の住宅経営に関する都市計画を決定する場合においては、空地地区については、別表第三（一）欄に掲げる空地地区の種類に応じ、同表に掲げる延面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に代る柱の面から敷地境界線までの距離と異なるこれらの割合及び距離の基準を定めることができる。

3 前項の都市計画に基き建築物を総合的設計によつて建築する場合

において、当該建築物が同項の規定により当該都市計画に定められた基準に適合しており、且つ、特定行政庁がその各建築物の位置及び構造が当該空地地区内の住居の環境の保護に支障がないと認めるときは、当該建築物については、第五十六条第三項及び第四項の規定は、適用しない。  
附則  
この法律は、公布の日から施行する。

○南條国務大臣 たいだいま議題となりました建築基準法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。  
建築基準法は、御承知の通り建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護をはかり、もつて公共の福祉の増進に資することを目的として、昭和二十五年五月に制定されたのでありますが、以来六年余にわたる間に、わが国の建築物の質の向上と災害の防止に貢献し、社会福祉の増進に寄与して参つたのであります。

その間、他の法令の改正に伴う一部の改正が若干ございましたが、最近における建築事情や、同法の施行の状況にかんがみ、次のような諸点について改正を行う必要が生じて参りました。

まず第一に、建築物は、道路内にまたは道路に突き出して建築することは原則として禁止されており、地下室、公衆便所、巡査派出所等の公益上必要な建築物のみが特例として認められていたものであります。その他にも必ずしも禁止する必要のないものがあると考

えられますので、今回、公共用歩廊及び新たに政令で定める建築物で、安全上、防火上もしくは衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認められるものにつきましては、特定行政庁が、あらかじめ、建築審査会の同意を得て許可した場合に限り、この規定の適用を除外することにいたしました。

第二に、従前は商業地域内、かつ準防火地域内にある建築物の建築面積の敷地面積に対する割合は、七割をこえてはならない旨を規定していたのであります。耐火構造の建築物については、防火上若しくはこれを緩和しても差しつかえないと考えられます。また、この割合を緩和することによつて耐火建築の促進に役立つことと存ぜられまので、その割合の限度を八割までに緩和することにいたしました。

第三に、本法の規定の一部の適用を緩和する仮設建築物の種類に、工事期間中設ける仮設店舗等を加えることといたしました。最近各都市において耐火建築物の建築が増加し、かつ政府におきましても耐火建築物の建築を促進しているのではありませんが、従前は木造建築物等を耐火建築物に改築する場合に、道路上または防火地域内等においては仮設店舗等を建築することを認められていなかったため、工事期間中営業を停止しなければならぬ場合が多く、これが改築等の促進の障害となつていたのであります。そこで、このたび工事を実施するために既存の建築物にかえて必要となる仮設店舗等につきましては、これを建築基準法に定める仮設建築物の種類に加え、特定行政庁の許可を受けた場合には、道路、防火地域

等の規定を適用しないこととしたし、また、その存続期間も工事施行上必要と認める期間とすることにいたしましたのであります。

第四に、空地地区内における中高層の住宅の建設を促進するため、都市計画として決定した一団地の住宅経営について、空地地区内の制限を緩和することといたしました。すなわち、都市計画として決定した一団地の住宅経営において、当該都市計画に建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合等の基準が適切に定められており、この計画に基いて建設される住宅等がこの基準に適合し、かつ空地地区内の住居の環境の保護に支障がないと認められるときは、空地地区内の制限の規定に適合していない場合においても、その趣旨が達成されると考えられますので、このような場合に限り、空地地区内の制限の規定を適用しないこととしたのであります。

以上がこの法律案の提案の理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さるようお願いいたします。  
○薩摩委員長 本案に関する質疑は次会より行うことといたします。  
午後一時半より再開することといたし、暫時休憩いたしますが、建設大臣におかれては、ただいまの質疑応答御承知の通りでございますので、午後やかに御出席下さいますように御要求いたします。  
午後三時三分休憩  
午後休憩いたしました。  
「休憩後は開会に至らなかつた」

昭和三十二年四月十日印刷

昭和三十二年四月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局